## 教

### 育

## 公

# 報

### 三重県教育委員会

目 次

 告 示
 三重県教育委員会公印規則による公印の改刻
 教育総務室 1頁

 三重県指定有形文化財の解除
 社会教育・文化財保護室 2頁

 公 告
 公立学校の位置変更届の受理
 学校施設室 2頁

 人事異動
 三重県立図書館協議会委員の委嘱について
 社会教育・文化財保護室 3頁

告 示

#### 三重県教育委員会告示第24号

三重県教育委員会公印規則 (昭和33年三重県教育委員会規則第19号) 第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

平成22年8月27日

三重県教育委員会

1 公 印 名 三重県立久居高等学校長印

2 寸 法 方23ミリメートル

3 印 影



4 使用範囲 公文書用

5 使用開始日 平成22年9月1日

三重県教育委員会告示第25号

三重県文化財保護条例 (昭和32年三重県条例第72号) 第6条第3項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財を解除しました。

平成22年8月27日

三重県教育委員会

種	別	名 称	所 在 地	指 定 日	解除日	所有者
<b>建</b> :	造物	實日館 玄関棟 東棟 西棟 大広間棟 渡廊下棟 土蔵 附 棟札等 四枚 東棟棟札(明治二十年一月九 日上棟の記がある)及び大工 その他人名の記があるもの 二枚 西棟棟札(昭和二年二月十二 日の記がある) 一枚 大広間棟棟札(昭和十年七月 二十四日上棟の記がある)	伊勢市二見町茶屋 566-2,3	平成16年3月17日	平成22年6月29日	伊勢市
解除理由 対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対						
彫	刻	木造地蔵菩薩立像	伊勢市朝熊町548	<b>昭和</b> 39 <b>年</b> 10 <b>月</b> 16日	平成22年 6 月29日	宗教法人 金剛證寺
解除	建由					

#### 三重県教育委員会告示第26号

三重県文化財保護条例 (昭和32年三重県条例第72号) 第36条第2項の規定により、次のとおり三重県指定天然記念物を解除しました。

平成22年8月27日

#### 三重県教育委員会

種別	名 称	所 在 地	指定日	解除日	所有者
天然記念物	多度のイヌナシ自生地	桑名市多度町多度 字八壺谷1740-1の うち2段86歩	<b>昭和</b> 31 <b>年</b> 12 <b>月 5 日</b>	平成22年8月5日	加納昭夫
解除理由	文化財保護法第109条第1項の規定により、平成22年8月5日付け文部科学省告示第125号で天然記念物に指定 されたため				

· 公 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

#### 公立学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成22年8月27日

#### 三重県教育委員会

名 称		位 置	変更しようとする日	位置変更の理由
伊賀市立	変更前	伊賀市西条114番地	平成22年 8月30日	小学校校舎の老朽化により、校 区再編で廃校となった旧府中中 学校校舎へ移転するため。
府中小学校	変更後	伊賀市東条88番地		

#### 人 事 異 動

図書館法 (昭和25年法律第118号) 第15条及び三重県立図書館協議会条例 (昭和25年三重県条例第62号) 第2条第2項の規定により、次のとおり三重県立図書館協議会委員を委嘱します。

平成22年8月18日

三重県教育委員会

1 氏名 (委嘱年月日 平成22年8月18日)

岡 田 香

寺尾亨佐脇政則

石 橋 里 絵

2 任期 平成22年9月3日から平成24年9月2日

発 行	
津市広明町13番地三重県教育委員会	印刷 利有限会社第一プリント社